

令和4年度区民文化部、産業経済部及び
農業委員会事務局定期監査措置結果報告

指摘事項	措置結果報告（令和5年4月受領）
<p>準公金等の不適切な取扱いについて</p> <p>令和4年5月31日、令和3年度の出納閉鎖時において、「令和3年度板橋区青少年健全育成事業委託金の歳出戻入」に関し、大谷口地域センターにおける会計事務の遅滞が認められた。区による調査の結果、大谷口地域センター職員が、当該金銭を着服していた事件が発覚した。事件の概要は以下のとおりである。</p> <p>大谷口地域センターに勤務していた当該職員（以下「事故者」という。）は、平成30年度から令和4年度当初までの間、①板橋区青少年健全育成大谷口地区委員会、②板橋区町会連合会大谷口支部、③大谷口地域センター義援金について、その預金口座から複数回にわたって金銭を不正に引き出したほか、現金で保管していた金銭を私的に流用していた。私的に流用していた金額及び内訳は以下のとおりである。</p> <p><u>流用総額 2,395,806 円</u></p> <p>（内訳）</p> <p>①板橋区青少年健全育成大谷口地区委員会口座 1,087,545 円</p> <p>②板橋区町会連合会大谷口支部口座 924,681 円</p> <p>③大谷口地域センター義援金口座 383,580 円</p>	<p>今回、指摘された事項については、区民文化部長指導のもと、以下の対策を講じ、再発防止に向けた組織的管理及び職員のコンプライアンスの徹底を図った。</p> <p>①準公金等の適正な取扱いについて</p> <p>「地域センター事務の手引き」を改訂するとともに、新たに「準公金の会計事務」を作成した。この「準公金の会計事務」は「地域センター事務の手引き」の別冊として作成したものであり、準公金の取扱いに関するルールを改めて取りまとめたものである。具体的には、準公金の保管上限額や、金融機関の登録印及びキャッシュカードの適正管理のほか、地域センター所長に一任されていた現金管理の確認に加え、月次点検及び年次点検時における地域振興課長への報告を新たに実施することとし、組織的な管理の徹底に努めた。</p> <p>「地域センター事務の手引き」及び「準公金の会計事務」については全地域センターに展開し、これに基づく手順を改めて徹底するとともに、各地域センターにおいては地域センター所長が中心となり準公金等の適正な管理を徹底している。</p> <p>②職員のコンプライアンスの徹底に向けた取組</p> <p>地域センター所長会において、区民文化部長及び地域振興課長からコンプライア</p>

指摘事項	措置結果報告（令和5年4月受領）
<p>私的に流用された金銭は、事件発覚後に全額返金されたが、組織的な管理体制の甘さが明らかとなった。</p> <p>準公金は東京都板橋区会計事務規則の適用対象外であるが、総務部長及び会計管理室長の連名で発出された通知「適正な会計事務処理の徹底について」（平成20年7月25日付け20板総総第298号）において、「準公金の管理については、公金と同様に『出納事務の標準マニュアル』に基づいた事務処理を行うこと。また、標準マニュアルによることができない場合は、各所属の実態に応じてマニュアル等を作成し、常に点検・見直しを行うこと」としている。</p> <p>地域振興課では、前述の通知に基づき「地域センター事務の手引き」を作成し、準公金の会計処理について定めている。おもな内容は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 金融機関の登録印は所長が保管することとし、預金の引出しを所長の管理下におくこと。 ② 手元には、必要最小限の現金以外置かず、金融機関に預け入れることとし、手元に現金を保管する場合は、金庫に適正に管理すること。 ③ 現金等保管状況について、所定の書式により毎月所長に報告し、確認を得ること。 <p>大谷口地域センターでは、前述の取扱いルールに反する以下の事実が認められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 金融機関の登録印を所長の机の中で保管 	<p>ンスの遵守に向けた講話を実施した。</p> <p>今後も、職員の意識啓発及び手引きに基づく適正処理を徹底し、再発防止に向けて引き続き取り組んでいく。</p>

指摘事項	措置結果報告（令和5年4月受領）
<p>していたが、退庁後も含め、施錠することなく不正使用できる状態にあった。</p> <p>② 預金口座からの引出しを繰り返し、多額の現金を手元で保管していた。</p> <p>③ 現金等保管状況報告書を作成しておらず、毎月末、現金出納簿、預金通帳、現金を添えて、所長の確認を受けていなかった。</p> <p>④ 通帳管理及び現金管理を事故者のみに任せ、上司が確認するなど組織的管理を行っていなかった。</p> <p>以上のとおり、複数年にわたり不適切な準公金等の取扱いを続け、その事務処理は極めて不適切である。</p> <p>大谷口地域センターは、準公金等の取扱いにあたり、マニュアルに則った事務処理の徹底を図るとともに、再発防止に努め、組織的な管理の徹底及び職員のコンプライアンスの徹底に厳格に取り組む必要がある。</p>	